

	を行います。
<b>個別施策：②屋外広告物の適正化</b>	
内容	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制を行います。
<b>個別施策：③美化活動の促進</b>	
内容	良好な都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけ、協働により美化活動を促進します。
主要事業	◆屋外広告物撤去事業 ◆花のあるまちづくり事業

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	23 か所	24 か所	25 か所

### 関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市耐震改修促進計画（令和3年度～令和12年度）
- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
- 岩倉市障がい者計画（第5期）（平成30年度～令和5年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市環境基本計画（平成25年度～令和4年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市環境基本条例

### 用語の解説

※1：リフォームヘルパー

高齢者や障がい者が住宅を改善する際に、当事者の身体状況、保健福祉サービスの利用状況、家屋の構造等にあった住宅改善の相談・助言を行うための、建築士や作業療法士、社会福祉士等の専門チーム。

※2：家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

Home Energy Management Systemの略。太陽光発電システム、蓄電システムなどのエネルギー機器や家電製品からデータを収集し、電気・ガス等のエネルギーの使用量や稼働状況を「見える化」してエネルギー機器や家電製品を最適制御する仕組み。家庭での地球温暖化対策として、節電効果を把握しながら温室効果ガス削減を実現できる。

**基本施策名****17 上下水道**

上下水道	安心で安定的な水供給	水資源の確保	1711
		水道施設の計画的な整備・更新	1712
		水質管理の充実	1713
		被害発生の抑制と応急給水の充実	1714
		経営の健全化と利用者サービスの向上	1715
	公共下水道事業の推進	公共下水道の整備と維持管理の推進	1721
		公共下水道に対する理解促進と接続促進	1722
		合併処理浄化槽との併用	1723
		経営の健全化	1724
		雨水対策の充実	1725

**現状と課題**

- ・水は、人々の生活や経済の活動に欠かすことができない最も基本的なライフラインであり、水道事業は、安全な水を安定的に供給し続ける役割を担っています。
- ・本市の水道事業は公営企業会計として1971年（昭和46年）の創設以来、安定的な経営により50年が経過し、2020年（令和2年）4月現在で水道の普及率は99%を超えています。2008年度（平成20年度）からは、一部の業務を民間業者へ委託し、業務の効率化と経費の節減に取り組んできました。
- ・地震等の災害への対策として、水道管の耐震化を進めてきましたが、さらなる基盤の強化が求められます。国が推進する広域化・共同化について研究を行うとともに、2020年度（令和2年度）策定の経営の基本計画である経営戦略に基づき、一層の効率化と経営の健全化を推進していく必要があります。
- ・下水道は、日常生活や事業活動により発生した汚水を排除し、再びきれいな水に蘇らせて貴重な水資源を確保するとともに、公共用水域の水質を保全して快適で住みよい生活環境を確保するために不可欠な生活基盤です。
- ・本市の下水道は、五条川を境に県が運営する五条川左岸（東側）と五条川右岸（西側）の両流域下水道の整備とともに進めています。
- ・五条川左岸区域は、計画処理区域157haの整備を2000年度（平成12年度）に完了し、すべて供用されていますが、今後は施設の維持管理が課題となってきます。
- ・五条川右岸区域は、1994年度（平成6年度）から事業に着手し、計画処理区域434haの整備を進めていますが、2020年（令和2年）4月現在では整備率が60.4%となっており、引き続き、公共下水道整備を進める必要があります。
- ・国は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、都道府県構想策定マニュアルを策定し、汚水処理施設の概成※1時期を2026年度（令和8年度）末に設定しました。

- ・事業の効果を高めるために、計画的な整備を行うとともに、供用開始区域では下水道への接続を促進し、生活雑排水に対する配慮を促すことが求められています。
- ・河川の水環境を保全するためには、下水道処理区域以外の生活排水の処理が課題となっていることから、合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。
- ・本市の公共下水道は、2019年（平成31年）4月から公営企業会計へ移行し、財務諸表等を作成して経営状況を明確化しています。
- ・少子高齢化や人口減少時代の中で、今後は、水道料金・下水道使用料収入の大幅な伸びは期待できず、老朽化した施設の修繕や更新費用が多く見込まれるなど経営環境はますます厳しくなることが予想されます。こうしたことから、長期的な展望に立って課題の解決に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大する中、浸水被害を解消するため、2005年度（平成17年度）に策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。

## 施策がめざす将来の姿

- サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。
- 五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	88.0% (H30)	91.0%	93.0%
生活排水処理に満足している市民の割合	78.9% (H30)	81.4%	83.9%
下水道整備率	70.8%	81.0%	89.4%

## 施策の内容

### （1）安心で安定的な水供給

#### 個別施策：①水資源の確保

内容	自己水源の適切な維持管理と水需要を的確に把握し、安全で良質な水道水の供給を推進します。
----	---

#### 個別施策：②水道施設の計画的な整備・更新

内容	配水管※2整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進し有効率※3の向上を図ります。また、水源等施設の定期的な点検との確な状況把握により計画的な更新を推進します。
----	--

<b>個別施策：③水質管理の充実</b>	
<b>内容</b>	適切な浄水処理や水質監視の水準を保ちながら、給水栓 <sup>※4</sup> までの水質管理を的確に実施し、安全で良質な水道水の供給を推進します。
<b>個別施策：④被害発生の抑制と応急給水の充実</b>	
<b>内容</b>	災害に強い水道施設を構築するため、基幹管路 <sup>※5</sup> や配水管の耐震化を推進します。また、関係機関と連携し、応急給水や施設復旧に向けての訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図ります。
<b>個別施策：⑤経営の健全化と利用者サービスの向上</b>	
<b>内容</b>	引き続き検針・徴収業務や配水施設等運転管理業務の民間委託に取り組むとともに、広域化や事業の共同化について研究を行い、効率的な運営の実施と経費の削減を図り、経営の健全化をめざします。また、開栓手続や料金支払などの利便性の向上を図り、利用者サービスの維持向上をめざします。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆第4期配水管整備事業</li> <li>◆配水施設機械設備等更新事業</li> <li>◆水道水質検査事業</li> <li>◆基幹管路耐震化事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
有収率	89.8%	93.0%	94.0%
管路耐震化率 <sup>※6</sup>	34.7%	40.7%	45.7%
水道料金収納率（現年度）	97.9%	99.0%	99.2%

## （2）公共下水道事業の推進

<b>個別施策：①公共下水道の整備と維持管理の推進</b>	
<b>内容</b>	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。
<b>個別施策：②公共下水道に対する理解促進と接続促進</b>	
<b>内容</b>	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高め、生活雑排水に対する配慮を促すために、公共下水道の必要性や維持管理の重要性などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて周知します。また、融資あっせん制度（利子補給制度）の活用を周知し供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。
<b>個別施策：③合併処理浄化槽との併用</b>	
<b>内容</b>	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。

#### 個別施策：④経営の健全化

内容	持続可能な公共下水道事業の運営に向け広域化や共同化に向けた検討を進めます。また、汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、適正な下水道使用料の設定に向けて研究を進めます。また、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努めます。
----	---

#### 個別施策：⑤雨水対策の充実

内容	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用の普及啓発に努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"><li>◆五条川右岸公共下水道事業</li><li>◆水洗化改造資金利子補給事業</li><li>◆雨水調整池設置事業</li><li>◆用排水路改修事業</li><li>◆排水機場整備事業</li></ul>

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
汚水処理人口普及率	82.2%	90.1%	95.7%
水洗化率	88.4%	88.6%	88.9%
下水道（雨水）整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率	20.3%	44.1%	53.9%

#### 関連する計画・条例

- 第4期配水管整備事業計画（平成29年度～令和8年度）
- 岩倉市水質検査計画（毎年度策定）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市管路耐震化計画（平成25年2月策定）
- 岩倉市水道ビジョン（平成24年3月策定）
- 岩倉市水道事業経営戦略アセットマネジメント（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市汚水処理施設整備構想（平成28年度～令和12年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市公共下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市地域強靭化計画（令和3年度～令和7年度）
- 岩倉市下水道（雨水）整備計画（平成18年度～令和17年度）
- 岩倉市水道事業の設置に関する条例
- 岩倉市水道事業給水条例
- 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例

■岩倉市下水道条例

■尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例

## 用語の解説

※ 1 : 汚水処理施設の概成

汚水処理人口普及率 95%以上を目安とされている。

※ 2 : 配水管

水を供給するための管。

※ 3 : 有収率

供給した配水量に対して料金徴収の対象となった割合。

※ 4 : 給水栓

水を出したり止めたりする栓・蛇口。

※ 5 : 基幹管路

配水管の幹となる管で、避難所や病院等の施設に供給するために重要となる管。

※ 6 : 管路耐震化率

基幹管路を含む配水管等の内、耐震性を有している管の割合。

**基本施策名****18 農業**

農業	農地の保全・活用	農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用	1811
		農にふれる機会の拡大	1812
		農業用施設の維持管理・改良等の推進	1813
	担い手農家の育成と経営支援	オペレーターの育成・経営支援	1821
		高付加価値型農業の推進	1822
	地産地消型農業の推進	地産地消の促進と多様な農業者の育成	1831
		多品目適量生産体制の構築	1832
		多様な主体による食育の推進	1833
	名古屋コーチンの消費拡大	名古屋コーチンの消費拡大	1841

**現状と課題**

- 本市の約4分の1を占める農地は、耕作地としてだけではなく、環境保全機能や景観機能、防災機能など多面的な役割を持っていることから、良好でバランスのとれた都市環境を形成する上でも適正な農地保全と農業振興を図っていくことが大切です。
- 農業従事者の高齢化が進む中、遊休農地化を防ぐために後継者の育成を図る必要があります。特に、水田農業を守るオペレーター<sup>※1</sup>の高齢化及び後継者不足が深刻な問題になっています。そのため、JA愛知北等関係団体と協力しながら、新たな担い手の育成及び新規就農後の早期の経営安定のための支援が必要です。
- 農業従事者の負担軽減、農作業の効率化を支援するため、スマート農業<sup>※2</sup>の導入等の検討が必要です。
- 一方、本市の農業基盤整備は、ほ場整備のための土地改良が既に終了していますが、今後は耐用年数が経過している用排水施設や排水機場について、老朽化への対応のため、適正管理と更新等を計画的に進めていくことが課題です。
- 地産地消や農業従事者と消費者との交流、市民が農業にふれる機会の提供を継続するとともに、市民と農業者相互の信頼関係を築くことで農畜産物の消費拡大、地域農業への理解を深めていくことが重要です。
- 野菜作りなどの体験を通して、市民が余暇を楽しめるように、各小学校区に市民農園を設置しています。今後も市民が農業にふれる機会の継続そして拡大のため、農業体験の場の充実に努める必要があります。
- 食育については、2020年（令和2年）3月に策定した第3期食育推進計画に基づき、第1期及び第2期計画に引き続いて、「『い・わ・く・ら』で始める 食が育む豊かな心！」を基本方針として食育に関する取組の総合的かつ計画的な推進が求められています。

## 施策がめざす将来の姿

- 担い手農家による安定した農業経営が営まれており、農地が適正に保全されています。
- 農業に関心のある市民が、身近に農とふれあい、学んでいます。
- 安全・安心で豊かな食生活を通して、市民の体と心の健康が保たれています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地産地消など食の安全・安心に満足している市民の割合	83.1% (H30)	84.0%	85.0%

## 施策の内容

### (1) 農地の保全・活用

#### 個別施策：①農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用

内容	優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止の啓発を行うとともに、農業委員会や農地利用集積円滑化団体であるJA愛知北と連携し、担い手農家への利用集積を図り、農地の流動化と農作業の受委託の促進に努めます。 また、農地は景観形成や冠水被害の抑止など多面的な機能を有しております、それを有効活用していくために地域の住民と連携しながら、農地及びその周辺の環境保全活動を促進します。
----	---

#### 個別施策：②農にふれる機会の拡大

内容	農地の有効活用と市民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、農業体験プログラムの充実などにより、農業や食に関する市民が農にふれる機会の拡大を図ります。 また、市民農園について、市民がより便利に利用できるように設備の維持と充実に努めます。
----	--

#### 個別施策：③農業用施設の維持管理・改良等の推進

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
----	--

### 主要事業

- ◆ 多面的機能保全事業
- ◆ 農業体験事業
- ◆ 市民農園事業
- ◆ 用排水路改修事業
- ◆ 排水機場整備事業
- ◆ 岩倉用水整備事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家への農地の利用集積率	42.4%	50.0%	60.0%
農業体験参加者数	219人	230人	240人
排水機場更新か所数	0か所	1か所	2か所

## （2）担い手農家の育成と経営支援

### 個別施策：①オペレーターの育成・経営支援

内容	経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得への支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上、スマート農業の導入等、農業の高収益化、効率化支援に努めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。
----	---

### 個別施策：②高付加価値型農業の推進

内容	農業の高付加価値化をより一層推進するため、高品質な農作物の生産体制の確保に努めます。また、安定した都市近郊型農業の確立を目指し、施設野菜や花き栽培など商品価値の高い作物の生産奨励等により担い手農家に対する支援に努めます。
----	--

- ◆農業近代化資金利子補給補助事業
- ◆農業経営基盤強化資金利子補給補助事業
- ◆農業振興事業助成事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
担い手農家の数	10 経営体	11 経営体	12 経営体

## （3）地産地消型農業の推進

### 個別施策：①地産地消の促進と多様な農業者の育成

内容	地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実や啓発活動等により、地産地消を促進します。また、地産地消の意欲のある担い手を確保するため、JA愛知北や県等の関係機関と連携し、定年帰農者 <sup>※3</sup> を含めた農業後継者、新規就農者や援農者 <sup>※4</sup> の発掘・育成を図ります。
----	--

### 個別施策：②多品目適量生産体制の構築

内容	年間を通じて多様な地場農作物を安定的に供給していくため、JA愛知北の産直部会や野菜の広場出品者などと協力し、多品目適量生産・出荷を計画的に行える組織体制の充実を支援します。
----	--

### 個別施策：③多様な主体による食育の推進

<b>内容</b>	市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭で主体的な取組を実践していくために、食育推進計画に基づき、農業、医療・保健、保育・社会福祉、教育、食品関連事業所、市民団体など多様な主体が連携し、食育の取組の促進に努めます。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業振興事業助成事業</li> <li>◆地産地消促進事業</li> <li>◆農業次世代人材投資事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
学校給食における地場農産物の使用割合	3.9%	10.0%	15.0%
野菜の広場やJA愛知北産直センターでの地場農産物の購入経験のある市民の割合	46.9% (R2)	55.0%	60.0%

### （4）名古屋コーチンの消費拡大

#### 個別施策：①名古屋コーチンの消費拡大

<b>内容</b>	名古屋コーチン振興組合が中心となり、イベントに出店しPRすることで、本市の名古屋コーチンの普及・啓発に努めます。 また、新鮮な名古屋コーチンを常時生産・販売できる体制づくり及び取扱う店舗数の拡大を図ることで、名古屋コーチンの振興に努めます。
<b>主要事業</b>	◆名古屋コーチン振興事業

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉特産の名古屋コーチンを知っている市民の割合	78.6% (R2)	82.0%	85.0%

### 関連する計画・条例

- 岩倉市農業振興地域整備計画（平成30年度～令和4年度）
- 岩倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年12月策定）
- 岩倉市人・農地プラン（令和2年度～令和6年度）
- 第3期岩倉市食育推進計画（令和2年度～令和6年度）

### 用語の解説

※1：オペレーター

大型農業機械を使い、農作業の受託などにより大規模に耕作を行う人。

※2：スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、効率的・省力的に行う農業のこと。

※3：定年帰農者

主に農家出身のサラリーマン等で、定年退職後に農業に従事する人。

※4：援農者

地域住民等で、ボランティアとして農家の農作業の手伝いをする人。

**基本施策名****19 商工業**

商工業	既存の事業所への支援	経営の改善・革新への支援	1911
		人材確保・事業承継支援	1912
		新商品の開発等の支援	1913
		働きやすい環境づくり	1914
	創業支援・企業誘致	創業支援	1921
		新たな企業の誘致	1922

**現状と課題**

- ・安定した市民生活やまちの活性化を推進するためには、コンパクトな市域、恵まれた交通条件など本市が有している強みを生かした商工業の振興が重要です。
- ・本市では、製造業などの大企業は少なく、中小企業とりわけ小規模企業が大部分を占めています。
- ・2016年（平成28年）7月に、商工会や市内金融機関を構成メンバーとした地域産業活性化推進協議会を立ち上げました。また、中・長期的な展望の下、計画的に産業振興を図るための中小企業・小規模事業者活性化行動計画を策定し、この計画に基づき売上アップにつながる個別相談や採用力向上、販路開拓などの支援事業を推進してきました。2017年（平成29年）2月からは、岩倉市商工会内に岩倉市ビジネスサポートセンターを設置し、伴走型支援に努めています。
- ・また、2020年（令和2年）3月に制定した中小企業・小規模企業振興基本条例の理念に基づき、引き続き、市の強みや産業特性を踏まえて中小企業等の振興を重視した商工業振興や創業支援等を進め、経済の地域内循環を充実する必要があります。
- ・さらなる商工業振興のためには、商工会や金融機関と連携した創業希望者の掘り起こしや、後継者がいないことが理由で、今後、廃業せざるを得ない状況にある事業者と、その事業の引き継ぎを希望する人との事業承継の橋渡しをすることも必要となっています。
- ・人口減少時代の中で、市内の中小企業等の人材不足の解消は、ますます困難となっており、求職者が市内で安心して働く環境を整えるための、きめ細やかな就業に関する相談や雇用情報の提供などの支援に加え、兼業・副業やテレワーク※1といった柔軟な働き方改革の実現に向けた取組も求められています。
- ・本市は市域が狭く、企業誘致のためにまとまった用地を確保することが難しい状況の中、川井野寄地区で用地を確保し、新たに企業を誘致するため造成事業を進めています。

## 施策がめざす将来の姿

- 商工業の振興が図られ、地域経済を支えています。
- 創業や優良な企業の立地が進み、安定した雇用が拡大し、まちに活気が出ています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市内事業所数	1,652 事業所(H28)	1,675 事業所	1,700 事業所
市内従業者数	16,371 人 (H28)	17,200 人	18,000 人
日常の買物の便利さに対して満足している市民の割合	88.6% (H30)	90.0%	91.0%

## 施策の内容

### (1) 既存の事業所への支援

#### 個別施策：①経営の改善・革新への支援

**内容** 経営の改善や革新などを行う事業所に対して、商工会をはじめ様々な機関と協力して、経営相談や資金融資制度の紹介などの支援を進めます。また、売上アップや販路拡大など事業者の抱える様々な問題解決のため、ビジネスサポートセンター（個別相談機関）を中心とした伴走型支援を進めるとともに、各種セミナーなどを開催し、事業所の支援の充実に努めます。

#### 個別施策：②人材確保・事業承継支援

**内容** 関係機関と連携して開催している就職フェアの中で、市内の事業所と新卒や中途採用希望者とをマッチングできる機会の提供に努めます。また、後継者不在のため廃業を考えている事業者と承継・創業希望者とのマッチングに向けた取組や将来の人材確保のために、様々な機会を通してキャリア教育の取組に努めます。

#### 個別施策：③新商品の開発等の支援

**内容** 既存事業所の売上アップのため、異業種連携等による新商品開発を支援するとともに、公共施設における製品の展示や商工会等と連携したイベントの開催等を通じたPRにより、地域産業の振興を支援します。

#### 個別施策：④働きやすい環境づくり

**内容** 働き方改革や育児・介護休暇に関する制度等の普及・啓発を進め、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に發揮できる環境づくりに努めます。

### 主要事業

- ◆商工振興費（商工業振興事業補助金・小規模事業経営支援事業費補助金、ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金）
- ◆資金融資支援事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ビジネスサポートセンター利用件数	269 件	300 件	330 件
小規模企業等振興資金融資件数	28 件	40 件	50 件

## (2) 創業支援・企業誘致

### 個別施策：①創業支援

**内容** 新しい地域資源や課題等を把握し、まちの活性化につながる地域に根ざした事業の発掘を行うとともに、商工会、金融機関等と連携した情報提供や相談などにより創業を支援します。

### 個別施策：②新たな企業の誘致

**内容** 交通利便性の高い立地条件を生かし、農業的土地区画整理事業との調和を図りつつ、雇用の拡大につながる優良な企業の誘致に努めます。

#### 主要事業

- ◆商工振興費（ビジネスサポートセンター運営事業費補助金、地域産業活性化推進協議会負担金）
- ◆資金融資支援事業
- ◆企業立地促進奨励事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
創業相談件数	15 件	20 件	20 件
企業立地奨励措置認定企業数 (第5次総合計画期間中の累計)	-	3 社	6 社

## 関連する計画・条例

- 岩倉市・大口町・扶桑町創業支援等事業計画（平成28年4月策定）
- 岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例
- 岩倉市企業立地の促進等に関する条例
- 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例

## 用語の解説

※1：テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

**基本施策名****20 観光・交流**

観光・交流	観光PR・イベント等の充実	観光情報発信の充実	2011
		既存イベントの充実	2012
		観光交流プログラムの充実・観光商品の造成	2013
	地域間交流の推進	大野市との友好交流の推進	2021
		多様な地域間交流の促進	2022

**現状と課題**

- ・観光・交流は、にぎわいと活力あふれるまちづくり、また、市民のシビックプライド※<sup>1</sup>を醸成するためにも重要です。
- ・「岩倉桜まつり」は、近年、県内外から多くの観光客が訪れる本市最大の観光イベントとして、本市の知名度の向上につながっています。一方で、密集した住宅地に近接した場所で開催していることから、騒音や路上駐車等が課題となっています。
- ・2012年度（平成24年度）に設立したNPO法人いわくら観光振興会を中心に、他団体等と連携し、まちのにぎわいの創出のためランチスタンプラリーや観光講座、また、2017年度（平成29年度）からは「冬の鍋フェス in いわくら」や「いわくら de マルシェ」などを開催しています。
- ・地元企業間の連携・協力により、2018年度（平成30年度）に岩倉産ヨーヨー「桜ストリーム」を開発・商品化し、市内の小学生への配布や小学生ヨーヨー大会を開催するなどヨーヨーによるまちづくりの取組も進めています。
- ・本市にはない地域特性を持った他地域と積極的に交流することは、歴史・文化・自然・観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、幅広い観点から地域づくりに取り組んでいくために重要です。
- ・本市では、1991年（平成3年）から始まった当時の福井県大野郡和泉村との市民・村民レベルの交流が、現在、大野市に引き継がれています。
- ・大野市との交流は、本市内だけではできない体験や情報を得る機会をもたらし、市民の豊かな心の醸成などにつながることから、今後も、大野市との交流や本市の各種団体が行っている他市町村の団体との交流活動など、市民主体の地域間交流を促進することにより、地域づくりに取り組んでいく必要があります。

**施策がめざす将来の姿**

- 四季を通じて市内外から多くの人が観光に訪れ、市の知名度の向上、交流人口の増加により、にぎわいあふれるまちになっています。
- 市民レベルでの他地域との交流活動が活発に行われています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
観光・交流の振興に満足している市民の割合	75.7% (H30)	80%	85%

## 施策の内容

### (1) 観光PR・イベント等の充実

#### 個別施策：①観光情報発信の充実

内容 NPO法人いわくら観光振興会と協力して、ホームページやメディア、SNS等を活用し観光情報発信の充実を図ります。

#### 個別施策：②既存イベントの充実

内容 桜まつりをはじめ、冬の鍋フェス in いわくらなど既存のイベントにおいて、市民や関係団体等との連携・協働を強化することにより、魅力あるイベントづくりに努めます。

#### 個別施策：③観光交流プログラムの充実・観光商品の造成

内容 NPO法人いわくら観光振興会等と協力し、「ヨーヨーのまちいわくら」としてヨーヨーに関連したプログラムをはじめ、市の魅力が伝わる産業と連携した観光交流プログラムづくりを進めます。また、県や近隣市町、民間事業所等と連携・協力し、観光商品・ツアーの造成と周知に努めます。

#### 主要事業

- ◆岩倉桜まつり事業
- ◆観光振興事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
桜まつり等イベントの来場者数	360,000人	380,000人	400,000人

### (2) 地域間交流の推進

#### 個別施策：①大野市との友好交流の推進

内容 市民に本市では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を提供するため、大野市との交流を継続的に推進します。また、市民相互の理解と友好を深めるため、市民の自主的な交流活動を促進します。

#### 個別施策：②多様な地域間交流の促進

内容 他市町村との自主的な市民団体間の交流を通じた地域づくりの発展につながるような活動に対する支援に努めます。

#### 主要事業

- ◆友好交流宿泊助成事業

## ◆友好交流バス事業

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
大野市交流人口数	306 人	350 人	400 人

### 関連する計画・条例

### 用語の解説

※1：シビックプライド

単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていくこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。



**基本施策名****21 水辺環境の整備・活用**

水辺環境の整備・活用	水辺環境の創造・保全	自然と共生した河川の整備	2111
		身近な生物多様性の保全 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2112
		環境学習等の推進 【「総合的な環境政策の推進」の再掲】	2113
		水質の浄化	2114
		五条川河畔の環境整備	五条川桜並木の保全
			2121
			五条川沿いの散策環境の充実
			2122

**現状と課題**

- ・五条川をはじめとする河川や水路、自然生態園や学校のビオトープなどの水辺は、水生生物など様々な生き物にとって重要な生息空間であるとともに、市民生活にうるおいとやすらぎを与える空間となっています。
- ・本市の中心を流れる五条川は、その水面と川岸を彩る桜並木や親水環境が一体となった風景として、市民にとって、ふるさとを意識するシンボルとなっています。
- ・五条川ではこれまで、市民活動団体の岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブが主体となって開催している水に親しむためのイベントをはじめとして、清掃活動や生態系※<sup>1</sup>の保全、環境学習など、子どもたちも一緒になった市民活動が展開されており、水辺の周辺環境については、親水性の向上を図るとともに、自然の保全再生のための整備を進めてきました。
- ・一方で、都市化の進展により、自然環境の一部となる農地や樹林が減少しているため、自然環境や生物多様性※<sup>2</sup>の大切さについて市民一人ひとりが意識を高め、自然を守り育てていく必要があります。市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、生物の生息空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生するまちづくりが必要です。
- ・公共下水道の整備により、五条川や水路における水質浄化が進んでいるものの、生態系の保全や水辺環境の親水性を高めていくためには、今後も市民や市民団体などとともにを行う水質調査・水生生物調査を継続していく必要があります。
- ・本市では、自治基本条例において、五条川流域の環境及び桜並木の保全について規定しています。五条川の桜は、「日本のさくら名所 100 選」に選ばれており、全国的にも誇ることのできる本市の貴重な観光資源です。しかし、樹齢 60 年を超えている桜も多く、桜並木を保全していくことが課題となっています。
- ・2007 年度（平成 19 年度）に発足した市民活動団体の岩倉五条川桜並木保存会とともに、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成など協働による取組を進めています。

- ・五条川沿いには、市民の健康増進を目的に、健康器具やウォーキングサイン等を兼ね備えた「五条川健幸ロード」を整備し、また、四季を通して快適に利用できるように、尾北自然歩道沿いの休憩所や案内サイン等の施設の管理を行っています。
- ・人と自然が共生できるまちづくりの推進のため、より一層市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体と協働しながら進めることを目的として、2014年（平成26年）3月に五条川自然再生整備等基本計画の第3次計画を策定しています。この計画に基づき、五条川を中心とした水辺環境を整えていく必要があります。

## 施策がめざす将来の姿

- 市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。
- 環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。
- 市民の誇りである五条川の美しい桜並木が保全されています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川などの水辺に親しみを感じる市民の割合	73.5% (R2)	75.0%	80.0%
日常的に五条川沿いでウォーキングやジョギング等を行っている市民の割合	31.7% (R2)	35.0%	38.0%

## 施策の内容

### （1）水辺環境の創造・保全

#### 個別施策：①自然と共生した河川の整備

内容	五条川等の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくり <sup>※3</sup> を県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。
----	---

#### 個別施策：②身近な生物多様性の保全【「総合的な環境政策の推進」の再掲】

内容	生物多様性の保全を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。ま
----	--

	た、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。
<b>個別施策：③環境学習等の推進【「総合的な環境政策の推進」の再掲】</b>	
<b>内容</b>	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるよう、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園、五条川等を拠点とした水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供を充実します。
<b>個別施策：④水質の浄化</b>	
<b>内容</b>	生態系の保全や水辺環境の親水性を高めるため、市民や市民団体などと協働し、アダプトプログラムの実施やクリーンアップ五条川などの清掃活動を実施するとともに、小学校における水生生物調査や市民とともに水質調査を実施します。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆五条川親水事業</li> <li>◆五条川水生生物調査</li> <li>◆自然生態園生き物生息調査</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数【再掲】	9回	11回	13回
指標生物に基づく水質階級	III	III	II

### (2) 五条川河畔の環境整備

<b>個別施策：①五条川桜並木の保全</b>	
<b>内容</b>	岩倉五条川桜並木保存会をはじめとした市民活動団体との協働により、桜並木の剪定や施肥、過密状態にある場所の間引き伐採など、桜の長寿命化に向けた五条川桜並木の保全活動を計画的に進めます。また、将来にわたる桜並木の保全に向けて、後継木の育成や桜の植え替えを行います。
<b>個別施策：②五条川沿いの散策環境の充実</b>	
<b>内容</b>	四季を通じて快適に尾北自然歩道、五条川健幸ロードを利用できるように休憩所、健康器具、案内サイン等の施設を適切に管理するとともに、各施設等の充実を図ります。また、五条川健幸ロードの延伸について検討します。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆五条川桜並木保全事業</li> <li>◆尾北自然歩道施設管理事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川の桜の保全本数	1,369本	1,280本	1,200本

## 関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 3 次五条川自然再生整備等基本計画（平成 26 年度～令和 10 年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市環境基本条例

## 用語の解説

### ※ 1 : 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境との間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。まとまりの捉え方によって、例えば、ため池や地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

### ※ 2 : 生物多様性

すべての生物の間の違い（変異性）。生物多様性には、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること。

### ※ 3 : 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生き物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査・計画・設計・施工・維持管理等）を行うこと。

**基本施策名****22 緑と公園**

緑と公園	公園の整備・管理	公園の整備	2211
		既存公園の魅力化・長寿命化	2212
		市民参加による公園の維持管理	2213
	緑の保全・育成	公共施設の緑化推進	2221
		民有地の緑の保全	2222

**現状と課題**

- ・都市公園における公園・緑は、人が集いふれあう憩いの場を提供すると同時に、災害時における避難場所としての機能を有するなど重要な役割を担っています。
- ・市域が狭く、国営・県営の公園もないことに加えて人口密度も高い本市は、市民1人当たりの面積が1.09 m<sup>2</sup>と県平均7.79 m<sup>2</sup>を下回っていますが、地域住民と協働による公園整備を進め、2020年度（令和2年度）末で19か所、計5.22haの都市公園を有しています。現在、市内で最も広い約2.7haの石仏公園の整備を進めていますが、今後も計画的な公園の整備を検討する必要があります。
- ・公園施設の長寿命化計画については、公園内の既設の遊具・施設等を更新するだけでなく、地域のニーズや特性に配慮した公園として、公民連携によりリニューアルしていくことも選択肢として検討していく必要があります。
- ・本市における緑の量は、公園や公共施設緑地<sup>※1</sup>は増加したものの、宅地化等が進み、農地が減少していることから、2011年（平成23年）と比べ、市街化区域で3.91ha、市街化調整区域で55.51ha、市全体で約59ha減少しています。
- ・森林などまとまった緑地がない本市では、五条川沿いの桜並木や自然生態園、市街地周辺の農地のほか、社寺林や街路樹などが、貴重な緑の空間として市民の憩いの場となっています。
- ・市民の身近な緑を保護・保全し、自然と生活との調和を図るため、民有地の緑を保護樹・保護樹林<sup>※2</sup>として指定していますが、樹木の腐朽や倒木などにより指定の解除が見られます。今後も緑を保全していくためには、所有者による適切な維持管理の促進や新たな指定の検討が必要となっています。
- ・公園が、地域に親しまれ、大切に利用されるよう、その管理を地元行政区へ委託することやアダプトプログラム<sup>※3</sup>等による清掃を呼びかけてはいますが、高齢化等により地元行政区の引き受け手やアダプトプログラムへの登録者数が減少傾向にあり、地域に守り育てられる公園としていくためには、地域住民の愛着を高める新たな取組が必要となっています。

## 施策がめざす将来の姿

- 暮らしの身近な場所に、市民の誰もが気軽に憩える公園や緑があります。
- 地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
身近な公園・緑の多さに満足している市民の割合	78.5% (H30)	80.0%	82.0%

## 施策の内容

### (1) 公園の整備・管理

#### 個別施策：①公園の整備

**内容** 公園の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、緑の基本計画に基づき、公園の確保と適正配置に努めます。

#### 個別施策：②既存公園の魅力化・長寿命化

**内容** 地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、公民連携により地域住民等のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。

#### 個別施策：③市民参加による公園の維持管理

**内容** 身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元行政区に植栽や公園施設の維持管理業務を委託するとともに、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園を拡充するなど、地域単位での主体的な公園の維持管理を推進します。

#### 主要事業

◆石仏公園整備事業

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公園等の整備・管理に満足している市民の割合	75.7% (H30)	78.0%	80.0%
アダプトプログラムなどの清掃等が実施されている公園数	6園	8園	10園

## (2) 緑の保全・育成

### 個別施策：①公共施設の緑化推進

内容 新たな緑を育成していくため、公共施設敷地内のオープンスペースにおける植栽や花のあるまちづくり事業により、公共施設の緑化を推進します。

### 個別施策：②民有地の緑の保全

内容 地域で親しまれて大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るために、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内の樹木や樹林など民有地の緑を保全します。また、うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、民有地における緑化を支援します。

#### 主要事業

- ◆公共緑化事業
- ◆保護樹林等指定事業
- ◆花のあるまちづくり事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
保護樹の数	84本	85本	86本
保護樹林の数	9か所	9か所	9か所

## 関連する計画・条例

- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市緑の基本計画（令和3年度～令和12年度）
- 第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画（平成30年度～令和4年度）
- 岩倉市環境基本計画（平成25年度～令和4年度）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市都市公園条例
- 岩倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例

## 用語の解説

### ※1：公共施設緑地

緑の基本計画における緑の定義として、都市公園以外の施設緑地のうち民間施設緑地を除くもので、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ施設や学校その他の公共公益施設における植栽地のこと。

### ※2：アダプトプログラム

自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。個人・団体・企業がアダプトプログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。

また、本市では毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と定め、一斉清掃を行っている。

※3：保護樹・保護樹林

環境の緑化に関する条例の規定に基づいて、自然を保護し、また自然環境を保全するために市が指定した樹木・樹林のこと。

**基本施策名****23 総合的な環境政策の推進**

総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の推進	総合的な環境政策の計画的な推進	2311
		環境施策の推進体制の強化	2312
	低炭素型社会の推進	地球温暖化対策の推進	2321
		環境にやさしいライフスタイルの促進	2322
	自然共生と生物多様性の保全	身近な生物多様性の保全	2331
		環境学習等の推進	2332
	生活環境の保全・向上	総合的な公害対策の推進	2341
		市民参加による環境美化の推進	2342
		公共下水道の整備と維持管理の推進 【「上下水道」の再掲】	2343

**現状と課題**

- ・ 地球温暖化をはじめ、大気汚染や水質汚濁、エネルギー資源対策など、今日の地球規模の環境問題は、異常気象や生態系の影響など生活に身近なところでも顕在化しており、これらは主に日常の市民生活や事業活動によるものが原因となっています。
- ・ 環境問題への対応は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら持続可能な社会の構築のため、自然と共生し、地球環境にやさしい取組をしていくことが求められています。
- ・ 本市では、2012年（平成24年）に環境基本条例を制定し、環境行政を進めていくための基本的な方向を明らかにしました。2013年（平成25年）には環境都市宣言を行い、さらに同年、環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する具体的な施策や事業を総合的・計画的に推進しています。環境基本計画の計画期間は令和4年度までであるため、次期計画の策定に向けた調査・研究が必要です。
- ・ また、2018年度（平成30年度）に第3次地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、市として公共施設などにおける温室効果ガスの削減に取り組んでいますが、本市区域内における市民生活や事業活動などから排出される温室効果ガス削減のために、地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定し、推進していく必要があります。
- ・ うるおいのある生活環境を育むとともに、身近な場所で自然に親しみ、自然の持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、市内に残された自然環境を保全していくことが求められています。生物多様性の保全が大きな課題となっており、生き物や生態系の変化などを把握するために、市民団体との協働により五条川や自然生態園などで生き物の生息調査を実施しています。
- ・ 自然環境の保全や自然にやさしい環境づくりを推進するためには、多様な主体が参加・連携し、その必要性を学ぶ場の創出が必要となっています。

- ・生活型・産業型公害に関連する大気・水環境の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進し、環境政策の基本である市民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に実施していく必要があります。また、雑草が生い茂ったまま放置された空き地等は、害虫の発生や火災、不法投棄などを招くおそれがあり、土地の所有者等に対して、適正な管理を指導する必要があります。

## 施策がめざす将来の姿

- 市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 多様な生き物の生息環境が守られ、多くの市民が身近な自然に親しんでいます。
- 公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。
- 市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地球環境のための取組をしている人の割合	95.5% (H30)	96.5%	97.5%
公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合	77.9% (H30)	78.0%	80.0%

## 施策の内容

### （1）総合的な環境政策の推進

#### 個別施策：①総合的な環境政策の計画的な推進

**内容** 地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として、第2次環境基本計画を策定し、計画を推進することで、環境学習や環境イベントを通じて市民に環境負荷をかけない生活の重要性について伝え、持続可能な社会を構築する一員として意識高揚を図ります。

#### 個別施策：②環境施策の推進体制の強化

**内容** 地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。

#### 主要事業

◆環境基本計画策定事業（地球温暖化対策実行計画・区域施策編を含む）

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
環境基本計画における事業の評価平均点（5点満点）	3.9点	4.2点	4.5点

## （2）低炭素型社会の推進

### 個別施策：①地球温暖化対策の推進

内容	第4次地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、市の率先行動を一層推進します。また、地球温暖化対策実行計画・区域施策編を策定し、地球温暖化対策の重要性を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。
----	---

### 個別施策：②環境にやさしいライフスタイルの促進

内容	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、地球温暖化対策に有効な家庭などでの取組を紹介するとともに、住宅用地球温暖化対策設備設置費の補助などを行います。緑のカーテン事業を市民の自宅や事業所、公共施設で実施し、エアコンの使用における温室効果ガス削減に努めるとともに、市民や地域の事業所に向けて地球温暖化対策の重要性について周知します。
----	---

主要事業 ◆地球温暖化対策推進事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共施設・事業所における緑のカーテン設置か所数	30か所	40か所	45か所
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助件数	53件	60件	65件

## （3）自然共生と生物多様性の保全

### 個別施策：①身近な生物多様性の保全

内容	生物多様性の保全を推進するために、市民や事業者、市民団体などの地域の多様な主体とともに、水辺を中心とした生き物の生息空間の創造・保全の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と自然が共生する生態系ネットワークを形成します。 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生き物の生息調査や生態系保全などの取組を推進します。また、外来生物の問題に対する認識を深めるため、地域の多様な主体との協働による市内全域の生き物の生息調査や外来種駆除などを実施します。
----	---

### 個別施策：②環境学習等の推進

内容	市民一人ひとりが生態系保全の担い手となることができるよう、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園、五条川等を拠点とし
----	--

	た水辺まつりなどの環境学習や環境イベントなどのプログラムや情報提供を充実します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆五条川親水事業</li> <li>◆自然生態園生き物生息調査</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生物多様性に関する環境学習や環境イベントの開催数	9回	11回	13回

### （4）生活環境の保全・向上

#### 個別施策：①総合的な公害対策の推進

内容	大気汚染や水質汚濁、自動車騒音・振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。
----	---

#### 個別施策：②市民参加による環境美化の推進

内容	多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、路上喫煙をはじめとするたばこや空き缶等のポイ捨てやふん公害対策など美化活動への意識啓発を行います。
----	--

#### 個別施策：③公共下水道の整備と維持管理の推進【「上下水道」の再掲】

内容	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、公共下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。
----	---

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公害対策推進事業</li> <li>◆アダプトプログラム事業</li> </ul>
------	---

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
五条川待合橋地点のBOD <sup>※1</sup> 値	1.4mg/l	1.2mg/l	1.2mg/l
環境美化活動に取り組んでいる人数	7,555人	8,500人	9,000人

## 関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 3 次岩倉市地球温暖化対策実行計画（平成 30 年度～令和 4 年度）
- 第 2 次岩倉市生活排水処理基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 岩倉市環境基本条例
- 岩倉市環境の緑化に関する条例
- 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

## 用語の解説

※1 : BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

有機物による水の汚濁を示す指標で、水中の汚濁物質が 20°C で 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のこと。単位は mg/L（水 1 L 当たり消費される酸素の mg 数）で表す。

BOD の数値が大きいほど、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素を多量に消費し、水生生物に被害を及す。

**基本施策名****24 廃棄物・リサイクル**

廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化	3 Rの推進と情報発信	2411
		事業所におけるごみの減量化・資源化	2412
		リサイクル拠点の充実	2413
		生ごみ等の減量化・資源化	2414
		市民団体との連携・支援	2415
	廃棄物の適正処理	廃棄物不法投棄対策	2421
		集積場所の適正な管理	2422
		ごみ処理施設の管理運営	2423
		し尿処理施設の管理運営	2424

**現状と課題**

- 人間の活動のあらゆる場面で排出される廃棄物は、環境に負荷を与える一因となっています。循環型社会<sup>※1</sup>に向けてリデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse: 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の 3 R (スリーアール) への市民の関心をより一層高め、ごみ減量化・資源化を社会に定着させていくことが必要です。また、ごみを排出する一人ひとりが、家庭、職場、地域における生活の様々な局面で、ライフスタイルの見直しや 3 R を意識し、実行することが求められており、そのための取組を市民と事業者、行政の協働により推進していかなければなりません。
- 本市では、他自治体に先駆けて昭和 50 年代から分別収集を実施するなど、ごみの減量化・資源化に取り組んできたことにより、ごみの排出量は 2001 年度（平成 13 年度）を境に徐々に減量してきましたが、ここ数年は減量幅が小さくなっています。
- より一層のごみの減量化・資源化に向けて、今後も取り組んでいく必要があります。また、レジ袋有料化について、本市では 2008 年度（平成 20 年度）10 月より、市内のスーパー等の協力のもと取り組んできましたが、2019 年（令和元年）5 月に国は海洋プラスチックごみ対策等の課題に対応するため「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2020 年（令和 2 年）7 月から全国一律のレジ袋の有料化が始まりました。
- 市民の資源排出機会を増やすため、地区における分別収集以外に、日曜資源回収や e-ライフプラザの開設により利便性の向上を図ってきていますが、今後も安定して実施していくよう、利用状況を見ながら適切な対応を取っていくことが必要です。
- 廃棄物の不法投棄については、未然防止や早期の発見、警告シールによる市民への一定期間の周知啓発及び着実な回収など適切な対応が求められています。不法投棄の抑制のため、重点地域の定期的なパトロールや移動式不法投棄防犯カメラの設置等を実施しています。
- 道路や堤防等への不法投棄とは異なる、通常のごみ集積場所へのルール違反への対応

として、正しいルールを広く市民に定着させるための取組が必要です。

- 一般廃棄物の処理については、ごみ処理は小牧岩倉衛生組合で、また、し尿処理については3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による愛北広域事務組合で共同処理を行っていますが、両組合の施設の適切な運営管理と計画的な更新・整備が求められています。

## 施策がめざす将来の姿

- 市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民1人当たりのごみ排出量	448 g / 日	436 g / 日	425 g / 日
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	71.5% (R2)	75.0%	78.0%

## 施策の内容

### （1）ごみの減量化・資源化

#### 個別施策：①3Rの推進と情報発信

内容	広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、市民へのごみ分別ルールの周知・徹底や新たな分別品目の検討を行い、加えて資源の集団回収など市民の自主的なごみの資源化を支援することなどによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。
----	---

#### 個別施策：②事業所におけるごみの減量化・資源化

内容	事業系ごみの減量化・資源化のために、廃棄物減量計画書の作成、国の進める施策に合わせたレジ袋有料化の推進、資源となるものの自主回収などについて事業所に働きかけます。
----	---

#### 個別施策：③リサイクル拠点の充実

内容	行政区における分別収集に加え、日曜資源回収やe-ライフプラザを実施して市民の資源排出機会を増やしていますが、安定した実施と利便性向上のために利用者の偏りを減らし、場所や開設時間等について調査研究します。また、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。
----	---

#### 個別施策：④生ごみ等の減量化・資源化

内容	家庭から出される生ごみを減らし、資源として活用する生ごみ処理機の普及を促進するとともに、生ごみや剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。また、手付かずの食品や食べ残しといった食品ロス
----	--

	の削減に向けた施策として、市民への周知啓発やフードドライブの実施、市内飲食店への働きかけ等を進めます。
<b>個別施策：⑤市民団体との連携・支援</b>	
	地域ぐるみでごみの減量化・資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆分別収集（日曜資源回収、e-ライフプラザ含む）</li> <li>◆食品ロス削減</li> <li>◆環境フェア</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値 2019年度 (令和元年度)	目標値	
		2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ごみの資源化率 (公共収集分のみ)	22.3%	23.7%	23.8%
レジ袋辞退率	87.8%	90.0%	91.0%

### （2）廃棄物の適正処理

<b>個別施策：①廃棄物不法投棄対策</b>	
<b>内容</b>	警察や県等の関係機関や地域との連携を図りながら、警告看板や警告シール、移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等により不法投棄の未然防止を図ります。
<b>個別施策：②集積場所の適正な管理</b>	
<b>内容</b>	行政区と連携しながら、集積場所のごみ出しルール遵守を市民に周知・徹底し、混合排出、日時を無視した排出などの減少を図るとともに、防鳥ネットの設置とあわせることによってカラス被害の防止も図ります。また、集積場所の改善・見直しについて必要に応じて検討します。
<b>個別施策：③ごみ処理施設の管理運営</b>	
<b>内容</b>	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設・設備の更新・整備を行います。
<b>個別施策：④し尿処理施設の管理運営</b>	
<b>内容</b>	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理及び施設・設備の計画的な更新・整備を行います。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小牧岩倉衛生組合負担金</li> <li>◆愛北広域事務組合負担金</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値 2019年度 (令和元年度)	目標値	
		2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
不法投棄件数	4件	4件以下	4件以下

## 関連する計画・条例

- 岩倉市環境基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）
- 第 5 次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画（令和元年度～令和 10 年度）
- 岩倉市分別収集計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
- 第 2 次岩倉市生活排水処理基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

## 用語の解説

※ 1 : 循環型社会

（1）廃棄物等の発生抑制（2）循環資源の循環的な利用（3）適正な処分の確保によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会。

**基本施策名****25 防災・浸水対策**

防災・浸水対策	防災体制の充実	防災危機管理体制の充実	2511
		防災設備等の整備・充実	2512
		民間事業所等との連携・協力体制の充実	2513
	地域の防災力の強化	防災意識の高揚	2521
		自主防災組織の充実	2522
		ボランティアとの連携強化	2523
	浸水対策の充実	雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】	2531
		農業用施設の維持管理・改良等の推進 【「農業」の再掲】	2532

**現状と課題**

- ・近年、南海トラフ地震※<sup>1</sup>の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。市民意向調査においても、防災・浸水対策は最も重要度の高い施策に挙げられていることから、市民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、2003年（平成15年）12月に東南海・南海地震防災対策推進地域※<sup>2</sup>（2014年（平成26年）3月からは南海トラフ地震防災対策推進地域）※<sup>3</sup>に指定されたことを受けて避難所資機材等の整備を進めています。
- ・本市では、自治基本条例において、危機管理及び災害等緊急時の対応について規定し、災害対応力を高めるため、市民や関係行政機関、民間事業者等との連携体制の構築を進めながら、危機管理体制の強化を進めています。
- ・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化基本法に基づく国土強靭化基本計画が2014年（平成26年）3月に閣議決定され、その後、愛知県においても愛知県地域強靭化計画が2016年（平成28年）3月に策定されています。本市においても、地域強靭化計画を策定し、強くしなやかな地域づくりを推進していきます。
- ・小学校区における自主防災組織による小学校区の合同防災訓練を促し、2016年度（平成28年度）にはすべての小学校区において訓練が実施されています。訓練内容についても、自主防災組織が主体となり地域に合わせた訓練とし、自主防災組織の相互連携強化と自助・共助※<sup>4</sup>の意識向上を図っています。また、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通じて防災組織の連携強化を進めています。市が実施する防災訓練については訓練項目の見直しを行い、より実践的な参加型・体験型の訓練を中心に実施しています。
- ・大規模地震発生時に行政の機能停滞による市民生活への影響を最小限に抑えるための

業務継続計画（B C P）※<sup>5</sup>の実行性を高めるために、より実践的な訓練を実施し、防災に対する職員の意識醸成や組織体制の強化を進めています。

- ・地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアなどの充実強化が重要です。また、災害時における自主防災組織等への情報発信・伝達システムとして2014年（平成26年）4月から同報系防災行政無線、2020年（令和2年）4月から移動系防災行政無線の運用を開始し、災害時等における市民への情報伝達や職員間の通信体制の強化を進めています。
- ・東日本大震災の教訓から避難行動要支援者※<sup>6</sup>の名簿を作成することが義務付けられました。1人でも多くの人に平常時からの情報提供について同意をもらうことで、自主防災組織等と連携し、円滑な避難、人命の救助につなげる仕組みを構築する必要があります。
- ・近年は、台風や異常気象による集中豪雨等により、浸水被害の危険性が増大する中、浸水被害を解消するため、2005年度（平成17年度）に策定した下水道（雨水）整備計画により、引き続き雨水調整池の計画的な整備が必要となっています。

## 施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。
- 浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合	74.7% (H30)	77.0%	80.0%

## 施策の内容

### （1）防災体制の充実

#### 個別施策：①防災危機管理体制の充実

内容	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実を図ります。また、自主防災組織が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（B C P）を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。
----	--

#### 個別施策：②防災設備等の整備・充実

内容	ほっと情報メール及び防災行政無線等を活用し、災害情報や被害報告の
----	----------------------------------

	迅速かつ的確な情報伝達を図ります。また、災害発生に備え、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。
<b>個別施策：③民間事業所等との連携・協力体制の充実</b>	
<b>内容</b>	市内外の事業所と協定を締結し、災害時に必要な物資、支援等の確保に努めます。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆岩倉市防災訓練</li> <li>◆ほっと情報メール（防災情報）配信</li> <li>◆避難所資機材整備事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ほっと情報メール登録者数（防災情報）	3,910人	4,500人	5,000人
想定避難者数に対する資材の整備率（食料）	98.9%	100.0%	100.0%

## （2）地域の防災力の強化

	<b>個別施策：①防災意識の高揚</b>
<b>内容</b>	大規模災害に備え、「自らの身は自らで守る」という市民の防災意識を高めるため、広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図るとともに、各地区で実施する自主防災訓練及び防災講話等を通じ、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。
<b>個別施策：②自主防災組織の充実</b>	
<b>内容</b>	市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練や資機材整備への支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるよう努めます。
<b>個別施策：③ボランティアとの連携強化</b>	
<b>内容</b>	災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなどに努めます。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防災組織防災訓練</li> <li>◆防災対策用備品等整備費補助事業</li> </ul>

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
自主防災組織の訓練・講話等を実施している行政区の割合	50.0%	70.0%	85.0%
家庭で災害への備えをしている市民の割合	84.6% (H30)	90.0%	95.0%

## （3）浸水対策の充実

### 個別施策：①雨水対策の充実【「上下水道」の再掲】

内容	集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水調整池の設置を行い、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を促進します。
----	---

### 個別施策：②農業用施設の維持管理・改良等の推進【「農業」の再掲】

内容	農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、用排水路、排水機場など農業用施設の適正管理と老朽施設の改良等に努めます。
----	--

- ◆雨水調整池設置事業  
◆用排水路改修事業  
◆排水機場整備事業

#### 主要事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
下水道（雨水）整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率【再掲】	20.3%	44.1%	53.9%

## 関連する計画・条例

- 岩倉市業務継続計画（平成26年12月策定）
- 岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）
- 岩倉市地域強靭化計画（令和3年度～令和7年度）
- 岩倉市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市下水道（雨水）整備計画（平成18年度～令和17年度）
- 岩倉市自治基本条例

## 用語の解説

※1：南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震が発生してから70

年以上が経過した現在では次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

※2：東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※3：南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。

※4：共助（自助・共助・公助）

「自助」は、自分の責任で自分自身を守ること、「共助」は、自分だけでは困難なことについて、周囲や地域で協力し助け合うこと、「公助」は、公的機関による救助・災害支援、復旧活動のこと。

※5：業務継続計画（B C P）

Business Continuity Plan の略。災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画。

※6：避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害発生時に特に配慮が必要となる人のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。

**基本施策名****26 消防・救急**

消防・救急	消防体制の充実	消防力の充実・強化	2611
		消防の広域化	2612
		消防団の活動支援	2613
	火災予防の充実	火災予防の充実	2621
		救急の高度化	2631
	救急体制の充実	救命知識・技術の普及・啓発	2632

**現状と課題**

- ・近年の自然災害にみられる、気象変動による台風勢力の巨大化や突然の豪雨による風水害の多発、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震などの地震の頻発や新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ・少子高齢化や経済情勢等の社会の変化においても、持続可能な消防体制の確立が求められる中、2016年度（平成28年度）に開始した消防通信指令事務の共同運用に続く、消防広域化を見据えた組織体制のさらなる強化を進めます。
- ・火災のほか大規模災害時の対応について、消防団の役割に大きな期待がある一方で、全国的に消防団員の減少傾向が続いているため、消防団員確保の方策を検討する必要があります。
- ・火災から尊い命を守るため、立入検査を充実することにより防火対象物の消防法令違反の是正を推進するとともに、不特定多数の方が利用する防火対象物については、利用者自らが防火安全に関する違反の情報を確認することができる公表制度の適切な運用が求められています。
- ・救急の高度化と増加傾向が続く救急需要に対応できるよう、施設・装備の整備、医療機関との連携・強化、救急救命士を含む救急隊員の育成に努めるとともに、重篤な傷病者に対するバイスタンダーCPR※1の実施率・救命率の向上を図ることが必要となっています。

**施策がめざす将来の姿**

- 緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- 多くの市民が利用する建物の消防用設備が整った火災に強いまちになっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消防・救急体制に満足している市民の割合	85.9% (H30)	88.0%	90.0%

## 施策の内容

### (1) 消防体制の充実

#### 個別施策：①消防力の充実・強化

内容	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設等の整備、装備の充実に努めます。また、消防に関する専門的かつ高度な知識・技術を習得するために職員の教育や訓練を充実し、人材の育成を図ります。
----	--

#### 個別施策：②消防の広域化

内容	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、様々な枠組みにおける組織の広域化を検討します。
----	---

#### 個別施策：③消防団の活動支援

内容	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設等の整備や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援するとともに、常備消防との連携強化を図ります。また、機能別消防団員や学生消防団活動認証制度の導入について、効果等の研究を進めます。
----	--

主要事業	◆防火水槽簡易耐震化事業 ◆消防指令センター共同運用事業
------	---------------------------------

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防火水槽簡易耐震化施工数	4基	16基	20基

### (2) 火災予防の充実

#### 個別施策：①火災予防の充実

内容	火災に強い安全安心なまちづくりのため、多くの市民が利用する建物や危険物施設等を管理する事業所への予防査察を強化し、事業所の防火管理体制の充実を図ります。また、将来にわたり地域の防火・防災の担い手となる子どもたちに対する防火・防災指導を行うとともに市民への火災予防の普及啓発を行います。
----	--

主要事業	◆予防査察 ◆火災予防の普及啓発
------	---------------------

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防査察実施件数	107 件	115 件	130 件

## （3）救急体制の充実

### 個別施策：①救急の高度化

内容	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊員・救急救命士を計画的に養成します。救急救命士が高度かつ専門的な認定資格を習得し、救急の高度化を図ります。
----	---

### 個別施策：②救命知識・技術の普及・啓発

内容	バイスタンダーCPRの実施により救急救命率の向上を図るため、多くの市民が心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）※2の取扱いなど、救命知識・技術を習得できるよう応急手当講習や普通救命講習、上級救命講習への参加を促進します。
----	---

### 主要事業

- ◆救急救命士養成事業
- ◆応急手当・普通救命・上級救命講習

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	2,176 人	2,300 人	2,400 人
バイスタンダーCPR実施率	51.3%	65.0%	67.0%

## 関連する計画・条例

■岩倉市地域防災計画（昭和58年7月策定）

■岩倉市火災予防条例

## 用語の解説

※1：バイスタンダーCPR

意識がなく、呼吸が停止した傷病者に対して、救急車が到着するまでの間に、その場に居合わせた市民が行う胸骨圧迫心臓マッサージのこと。

※2：AED（自動体外式除細動器）

突然死を引き起こす致死的不整脈の状態から心臓に電気刺激を与え、心臓のリズムを正常に戻すために用いられる機器。

**基本施策名****27 防犯・交通安全**

防犯・交通安全	地域防犯体制の強化	地域コミュニティ意識の向上	2711
		地域の自主防犯活動の育成・強化	2712
	防犯対策の環境整備	防犯灯・安全安心カメラの整備	2721
		犯罪情報等の提供の充実	2722
	交通安全意識の高揚	交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	2731
		地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援	2732
	交通安全環境の整備	交通安全施設の整備	2741
		違法駐車の防止	2742
	消費者被害対策等の推進	消費者教育の充実	2751
		消費生活に関する相談体制の充実	2752

**現状と課題**

- 本市では、安全・安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪防止のために、市民、事業者及び市のそれぞれが連携した取組を推進しています。
- 防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めています。地域住民においても、地域の安全は自分たちで守るという意識が高まり、地域安全パトロール隊などによる地域防犯活動が活発に行われています。
- 2017年度（平成29年度）に、安全安心カメラの設置及び運用に関する条例を制定し、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図っています。2019年度（令和元年度）時点では、158台の安全安心カメラを運用し、安全安心なまちづくりを推進しています。
- 市内の自転車盗、自動車盗、侵入盗等の犯罪発生件数は減少していますが、さらなる地域防犯活動の支援・強化や、犯罪情報の提供などによる防犯意識高揚のための啓発、防犯灯や安全安心カメラの整備などが必要となっています。
- 交通事故から交通弱者といわれる子どもや高齢者を守るために、高齢者運転免許証自主返納支援事業の普及啓発や警察による交通安全教室の開催などを通じて交通安全に対する意識を高めることが求められています。
- 交差点等にガードレールやカーブミラーの設置、路面標示の引き直しなど、安全な交通環境の整備を推進する必要があります。また、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の適切な管理が求められています。
- 複雑、多様化する消費者被害に対応するため、本市では、2017年（平成29年）に消費生活センターを設置し、身近に相談できる環境を整えるとともに、消費生活相談員や消費生活モニター等と連携、協力しながら情報提供や消費者教育の取組を、また啓発活動を行っています。

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、また、民法の改正により、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年世代も含めた消費者被害の増加が懸念されています。そこで、消費者教育等により、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者になるための支援が必要となっており、市民が安全で安心して生活できるよう消費者被害の未然防止に向けたさらなる消費者教育の取組が必要です。

## 施策がめざす将来の姿

- 市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。
- 児童から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。
- 市民が安全で安心して豊かな消費生活を送っています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
犯罪発生件数	365件	365件以下	365件以下
交通事故（人身事故）件数	152件	152件以下	152件以下
消費生活センターのことを知っている市民の割合	33.8% (R2)	50.0%	55.0%

## 施策の内容

### （1）地域防犯体制の強化

#### 個別施策：①地域コミュニティ意識の向上

内容	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通じて、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。
----	---

#### 個別施策：②地域の自主防犯活動の育成・強化

内容	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガード <sup>※1</sup> など各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るために、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるための緊急避難場所としての「こども110番の家 <sup>※2</sup> 」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。
----	--

#### 主要事業

- ◆防犯啓発事業
- ◆防犯設備整備費等補助事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	76.4% (H30)	78.5%	80.0%

## （2）防犯対策の環境整備

### 個別施策：①防犯灯・安全安心カメラの整備

内容	犯罪の発生を抑止して市民を犯罪から守るため、防犯灯や安全安心カメラの整備を進めます。また、防犯灯の維持管理は地域との連携を図りながら迅速な対応に努めます。
----	---

### 個別施策：②犯罪情報等の提供の充実

内容	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページ等を通じて犯罪発生状況などの情報を提供していきます。また、機会を捉えて個人や家庭で活用できる防犯物品の周知啓発に努めます。
----	---

- 主要事業
- ◆防犯灯設置事業
  - ◆安全安心カメラ設置管理事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
防犯灯設置数	3,280基	3,370基	3,445基

## （3）交通安全意識の高揚

### 個別施策：①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

内容	幼稚園・認定こども園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・生徒・高齢者には、より実践的な交通安全啓発を行います。また、高齢者（75歳以上）による交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納者に対して支援を行います。さらに、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。
----	--

### 個別施策：②地域のボランティア団体による自主活動の育成・支援

内容	交通事故を減らすため、愛知県や警察、警察署管内市町などの機関・団体が協力して様々な活動を行うとともに、ボランティア団体による交通安全に関する地域活動の育成と支援を促進します。
----	---

- 主要事業
- ◆交通安全教室

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
交通安全教室参加者数	2,521人	3,700人	3,750人

## （4）交通安全環境の整備

### 個別施策：①交通安全施設の整備

内容	安全・安心な交通環境を確保するため、交差点等にガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の傷んだ部分の再舗装も計画的に実施します。
----	--

### 個別施策：②違法駐車の防止

内容	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自転車対策に努めます。
----	---

主要事業	◆交通安全施設整備事業 ◆放置自転車等対策事業
------	----------------------------

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
改良が必要な主要交差点の安全対策実施割合（R1.7調査時点）	33.3%	60.0%	90.0%

## （5）消費者被害対策等の推進

### 個別施策：①消費者教育の充実

内容	消費生活に関する知識の習得と消費者意識の向上をめざして、関係機関や消費生活モニターと連携し、消費生活講座やイベントなどの開催のほか、広報紙やホームページなどの活用により、相談の多い事例や対処法の情報を提供するとともに、相談機関である消費生活センターの周知を図ります。また、成年年齢の引き下げに伴い、今まで以上に若者の消費者被害が増えることが予想されることから、若年者向けの消費者教育の充実を図ります。
----	--

### 個別施策：②消費生活に関する相談体制の充実

内容	消費生活センターにおいて、消費者トラブルの早期解決及び専門性の高い相談対応ができるよう、消費生活相談員を国や県の実施する研修へ派遣するとともに、弁護士同席の相談機会を設けます。また、高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワークの構築を進めます。
----	---

主要事業	◆消費生活講座 ◆消費生活センター運営事業
------	--------------------------

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
消費生活講座受講者数	106人	200人	240人

## 関連する計画・条例

- 岩倉市交通安全条例
- 岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例
- 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例
- 岩倉市消費生活センター条例

## 用語の解説

※1：スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校や地域の見守り活動を行うボランティア。

※2：こども110番の家

子どもが誘拐や暴力などの犯罪被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに子どもを保護するとともに、警察や学校、家族などに連絡をするための拠点。

**基本施策名****28 市民協働・地域コミュニティ**

市民協働・地域コミュニティ	市民活動・市民協働の活性化	市民活動の支援	2811
		市民活動支援センターの機能の充実	2812
		市民自治・協働の推進	2813
	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822
	市民参加機会の充実	市民参加機会の充実	2831

**現状と課題**

- ・2012年度（平成24年度）に制定した自治基本条例は、本市における最高規範とし、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。
- ・多様化する地域課題や住民ニーズに対応するため、2016年度（平成28年度）に制定した市民参加条例に基づき市民参加の機会の確保・拡大に努め、市民参加によるまちづくりの推進と市民の自主性及び自立性を尊重した活動の支援が求められています。
- ・市民参加に関する制度を活用し、より多くの市民が市の政策等の立案・実施・評価の過程に参加できるよう制度の浸透を図っていく必要があります。
- ・本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。人口減少、超高齢化により地域づくりの担い手も減少し、つながりが希薄化していく中で、誰もが地域活動や市民活動に関心を持ち、その担い手となるような人材の発掘と育成する環境の整備を進めていく必要があります。
- ・市民と行政がお互いの責任と役割を担いながら自助・共助・公助による協働のまちづくりをさらに進めていくために、市民同士や地域住民、市民団体、地域コミュニティ間等の連携支援を図るとともに、民間事業者など多様な主体と役割を分かち合っていく必要があります。また、市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを継続する必要があります。

**施策がめざす将来の姿**

- 市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながら自治の担い手としてまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。
- 市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政など、多様な主体が役割を分かち合いながら連携してまちづくりが進められています。

- 地域住民相互の信頼関係に基づき、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動に参加している市民の割合	18.3% (H30)	20.0%	22.0%
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	81.6% (H30)	83.0%	85.0%

## 施策の内容

### (1) 市民活動・市民協働の活性化

#### 個別施策：①市民活動の支援

**内容** 地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む団体の育成を目的として、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して助成する市民活動助成金制度の充実を図ります。また、広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図るほか、活動に対する相談や助言による幅広い支援に努めます。

#### 個別施策：②市民活動支援センターの機能の充実

**内容** 市民活動の拠点としてその活動を支援し、情報の収集や発信、交流機会の確保により市民活動の周知と活性化を図るとともに、市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等をつなぐ中間支援を行うなど、市民活動支援センターの機能の充実に努めます。

#### 個別施策：③市民自治・協働の推進

**内容** 市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民自治と協働のルールなどを定めた自治条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。  
また、自治条例に基づく住民投票についての検討を行います。

#### 主要事業

- ◆市民活動支援センター事業
- ◆市民活動助成金事業
- ◆協働のまちづくり推進事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等と協働している市民活動支援センター登録団体の割合	45.7%	50.0%	55.0%
自治基本条例を知っている市民の割合	25.6% (H30)	30.0%	35.0%

## （2）地域コミュニティの強化

### 個別施策：①行政区への支援

内容	行政区が取り組む地域の防災・防犯・福祉・保健活動や地域の親睦事業の支援の充実を図るとともに、行政区への加入促進など区の運営を支援します。 また、行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂を地域活動や市民活動の場として有効利用できるよう施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等の支援の充実を図ります。
----	---

### 個別施策：②地域コミュニティ活動の支援

内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
----	---

#### 主要事業

- ◆区育成補助事業
- ◆地域コミュニティ活性化事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政区加入率	85.2%	85.2%以上	85.2%以上
地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数	71人	85人	100人

## （3）市民参加機会の充実

### 個別施策：①市民参加機会の充実

内容	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会の充実を図ります。また、無作為抽出によるアンケート調査や市民討議会の開催など、多様な市民参加機会を充実し、市民の意向や提案を行政に反映させるよう努めます。
主要事業	◆協働のまちづくり推進事業

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
市民参加条例に基づく複数の市民参加の手続の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%

### 関連する計画・条例

- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市市民参加条例

### 用語の解説

**基本施策名****29 平和・共生**

平和・共生	平和行政の推進	平和意識の高揚	2911
		子どもを対象とした平和学習の推進	2912
	男女共同参画社会の推進	計画的な男女共同参画の推進	2921
		ジェンダー平等と多様性の理解促進	2922
	多文化共生・国際交流の推進	多文化共生の推進	2931
		国際交流の推進	2932

**現状と課題**

- 本市では、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1995年（平成7年）12月に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開しています。
- 戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人材が少なくなっています。そのため、戦争体験を語り継ぐ人材の育成が課題となっています。
- 次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和を願う心を育むため、さらなる啓発活動を実施することが重要となっています。
- 男女共同参画社会の実現に向け、本市においても、男女共同参画基本計画を策定・推進し、市民一人ひとりがともに支え合う調和のとれた社会をめざしています。多様な人材を活用する観点などから女性が活躍できる環境の整備や、性的少数者<sup>\*1</sup>への理解を深めるなど、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を理解し、尊重できる社会の実現に向けた総合的な取組も必要となっています。
- 2020年（令和2年）4月1日時点の外国籍市民は、2,690人で人口の5.6%となっており、そのうち約半数がブラジル国籍となっていますが、国籍の多様化が進んでおり、外国籍市民等が生活しやすい環境や支援体制づくりが必要となっています。
- 多文化共生<sup>\*2</sup>の地域づくりを進めるために、地域における国籍を超えた市民同士の交流や地域の活動、あるいは国際交流団体を通じての活動を支援し、地域を活性化していくことが求められています。
- 国際交流員が小中学校等で行う交流活動を通じて、児童・生徒をはじめ市民の国際理解を促進しています。また、中学生海外派遣事業は、生徒が派遣先でのホームステイや学校訪問を通して、現地での生活や文化を経験する貴重な機会となっています。

**施策がめざす将来の姿**

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切にしています。
- 性別やジェンダー<sup>\*3</sup>などにかかわらず、誰もがその個性を發揮し、活躍することができます。

きる社会になっています。

- 市民レベルでの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実し、互いの文化を認め合う意識が醸成された多文化共生社会が実現しています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和活動の推進に満足している市民の割合	85.3% (H30)	87.5%	90.0%
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	84.1% (H30)	87.5%	90.0%
国際交流や外国籍市民との共生に満足している市民の割合	91.1% (R2)	92.0%	93.0%

## 施策の内容

### (1) 平和行政の推進

#### 個別施策：①平和意識の高揚

内容	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和事業を推進します。
----	---

#### 個別施策：②子どもを対象とした平和学習の推進

内容	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学校で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。
----	---

主要事業	◆平和祈念市民参加事業 ◆小中学生平和祈念派遣事業
------	------------------------------

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和事業を一つ以上認知している市民の割合	59.8% (H30)	65.0%	70.0%
小中学生平和祈念派遣団員数	14人	14人	14人

## (2) 男女共同参画社会の推進

### 個別施策：①計画的な男女共同参画の推進

<b>内容</b>	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の推進や進捗状況を評価する市民参加の男女共同参画基本計画推進委員会の設置や市民が企画・運営を行う男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた事業に取り組みます。また、女性の声を市政に反映するため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。
<b>個別施策：②ジェンダー平等と多様性の理解促進</b>	
<b>内容</b>	家庭や地域生活、社会参加において性別、ジェンダーや性的少数者であることにかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、講座やイベントの開催等、市民の意識の醸成と啓発に努めます。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画基本計画推進事業</li> <li>◆男女共同参画普及・啓発事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
審議会等への女性登用率	30.8%	33.0%	35.0%
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	195人	300人	300人

## (3) 多文化共生・国際交流の推進

### 個別施策：①多文化共生の推進

<b>内容</b>	外国人サポート窓口の充実、やさしい日本語を活用した情報提供、災害時の支援体制の確保に努めます。また、国籍等異なる市民の交流を促進し、相互理解を図り、すべての市民が地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進します。 さらに、外国籍市民等の生活を支援するための日本語教室や健康相談を行う岩倉市国際交流協会等の活動を支援します。
<b>個別施策：②国際交流の推進</b>	

<b>内容</b>	小中学校における国際理解教育を推進するために、国際交流員による活動や異文化体験の機会となる中学生海外派遣事業を継続します。また、国際交流を広めるため、多くの市民が参加する国際交流に関するイベントやホームステイなどの国際交流団体の活動を積極的に支援します。
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際交流事業補助事業</li> <li>◆国際交流員事業</li> <li>◆外国人サポート事業</li> </ul>

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
外国人サポート窓口相談件数	4,876 件 (R2.9末時点)	10,500 件	11,000 件

## 関連する計画・条例

- 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030（令和3年度～令和12年度）
- 岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）
- 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

## 用語の解説

※1：性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、心とからだの性別が一致しない人などの「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

※2：多文化共生

国籍や民族などの異なる人たちが、互いに文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※3：ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会の男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的な性別のこと。

**基本施策名****30 情報発信・情報共有**

情報発信・情報共有	情報発信の充実	広報いわくらの充実	3011
		多様な媒体による広報活動の推進	3012
		シティプロモーションの推進	3013
	広聴の充実	多様な広聴活動の推進	3021
		市民意向の定期的な把握	3022
	情報公開・個人情報保護	情報公開の推進	3031
		個人情報の保護	3032

**現状と課題**

- ・情報の魅力を増やし、見やすく、探しやすくするため、2015年（平成27年）に広報いわくらを、2016年（平成28年）にはホームページをリニューアルしました。
- ・情報発信手段を充実させてより多くの人にタイムリーに情報を届けるようにするために、市公式フェイスブックやLINEを開設しました。
- ・広報紙は市からの情報を伝えるだけでなく、多くの市民が紙面に登場したり制作に関わることで、より親しみのあるものとすることが必要です。
- ・本市の魅力や強みを市内外へ発信することで、市民が岩倉への愛着・誇りを持つとともに市外からの移住者を促し、定住人口の増加・持続的な発展につながります。
- ・2016年度（平成28年度）から取り組んでいるシティプロモーション事業は、市民の岩倉への愛着の醸成と市外への情報発信を目的として、「いわくらしやすい」というシンボルメッセージとブランドロゴの制作、市民から集めた「いわくらしやすい109の理由」をもとに、名古屋駅前でのポスタージャックやデジタルサイネージ、また、PR用動画の配信、サウンドロゴを活用したラジオCMの放送などを行いました。
- ・引き続き、本市の特性・独自性を生かしたシティプロモーションを展開し、対外的な魅力発信と合わせ市民のシビックプライド醸成を図り、移住・定住人口の増加につなげていくことが求められています。
- ・情報の取得・発信手段が多様化する中で、双方向でのより迅速・的確な情報提供・共有を行う仕組みづくりが求められています。
- ・直接意見を聞く機会の少ない年齢層からも効率よく意見を聞くことができるような広聴を行う必要があります。
- ・本市では、自治基本条例において、執行機関が保有する情報は市民との共有物であると規定し、積極的な情報公開やインターネット上での公文書目録の公開等により、互いに信頼関係を築きつつ、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。
- ・2018年度（平成30年度）に導入した文書管理システム（電子決裁）の導入により、情報公開請求された文書の特定が迅速化され、請求者の利便性の向上につながっています。

す。

- ・本市では、2016年度（平成28年度）から二次利用しやすい形式でオープンデータをホームページ等で公開しています。
- ・行政の保有する個人情報については、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどによって、その適正な取扱いが明らかにされており、その徹底に努めています。
- ・開かれた行政、身近な行政の実現のためには、これからも個人情報の適正な取扱いの徹底に努めながら、情報公開の一層の充実を図っていくことが大切です。

## 施策がめざす将来の姿

- 市民と行政が情報を共有し、活発な意見のやりとりにより、市民の声が反映された市政運営が行われています。
- 市への愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思われるまちになっています。
- 情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われるとともに、市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民の声が反映された市政運営が行われていると思う市民の割合	70.3% (R2)	75.0%	80.0%
ずっと住み続けたいと思っている市民の割合	72.4% (H30)	75.0%	78.0%
市政情報の提供に満足している市民の割合	83.5% (H30)	85.0%	90.0%

## 施策の内容

### （1）情報発信の充実

#### 個別施策：①広報いわくらの充実

内容	手に取って見てみたくなる、かつ、読みやすく親しみやすい広報紙とするため、企画・制作への市民参加を充実させ、また、多くの市民が登場する紙面づくりを行います。
----	---

#### 個別施策：②多様な媒体による広報活動の推進

内容	情報を必要とする人へ、素早く、漏れなく情報が届くようにするため、ホームページやほっと情報メール、SNS、広報いわくら音声版など多様な媒体を活用し、的確な情報発信を行います。
----	--

#### 個別施策：③シティプロモーションの推進

内容	「いわくらしやすい」ブランドロゴや動画等を活用し、市民ぐるみで本
----	----------------------------------

	市の魅力を発信し、認知度の向上と移住・定住の促進を図ります。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広報紙発行事業</li> <li>◆ホームページ等管理運営事業</li> <li>◆シティプロモーション事業</li> </ul>

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広報いわくらを利用している市民の割合	80.3% (H30)	83.0%	85.0%
市ホームページを利用している市民の割合	25.9% (H30)	30.0%	40.0%
ほっと情報メール・市公式SNSの登録人数	5,000人	7,000人	9,000人

### （2）広聴の充実

#### 個別施策：①多様な広聴活動の推進

内容	行政区や地域の集まり等に市長や職員が出向く意見交換会やタウンミーティング等により、より的確な意見把握に努めます。また、幅広い世代から意見を聞くため、「市民の声・私の提案」をはじめ多様な手段で広聴活動を展開します。
----	--

#### 個別施策：②市民意向の定期的な把握

内容	市政への評価・満足度を一定の指標で継続的に把握し、施策に反映させていくため、市民意向調査をはじめとするアンケート調査を定期的に行います。
----	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学校区意見交換会</li> <li>◆市民の声・私の提案</li> <li>◆市民意向調査</li> </ul>
------	---

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広聴活動に参加した市民の数	785人	1,000人	1,200人

### （3）情報公開・個人情報保護

#### 個別施策：①情報公開の推進

内容	ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめとしたわかりやすい方法での行政文書の公開とオープンデータの充実により、積極的な行政情報の提供に努めます。また、市役所の情報サロンを活用し、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。
----	---

#### 個別施策：②個人情報の保護

<b>内容</b>	本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努め、個人情報保護制度を適切に運用します。
<b>主要事業</b>	◆情報公開・個人情報保護に関する研修

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
オープンデータの公開データ件数	19 件	25 件	35 件

### 関連する計画・条例

- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市情報公開条例
- 岩倉市個人情報保護条例
- 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

### 用語の解説

**基本施策名****31 行政経営・財政運営**

行政経営・財政運営	計画的な行政運営の推進	行政評価制度による計画的な行政運営の推進	3111
	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	行政改革の継続的な推進	3121
		民間活力の導入	3122
		I C T を活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
		広域行政・広域連携の推進	3124
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131
	安定した財政運営	市税等の収納率の向上	3141
		受益者負担の適正化	3142
		様々な手法による財源確保	3143
		効果的・効率的な予算執行	3144

**現状と課題**

- 本市では、自治基本条例において、計画的な市政運営や行政評価の実施を規定し、総合計画の進行管理の役割を持つ行政評価制度の確立、明確な基準に基づく行政評価の実施により、財政計画や予算と連動した総合計画の進行管理を行い、市民サービスに対する満足度を高めていく必要があります。
- 人口減少や超高齢社会の到来と多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、財政需要は高まる一方で、大幅な歳入の増加は見込めない状況の中、共通課題を持つ他自治体との広域的な連携・協力や民間事業者の活力導入を推進して、市民満足度の向上をめざした行政経営を行う必要があります。
- 2011年（平成23年）以降、行政経営の視点からも市民満足度の向上を目指す行政経営プランを策定し、行政改革に取り組んできました。今後も、行政改革に取り組み、より効率的な行政経営を進めることが求められています。
- 2001年度（平成13年度）から住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の発行をワンストップサービス化し、2017年度（平成29年度）からマイナンバー制度を利用して、必要書類の簡素化や手続きのオンライン化を進め、市民サービスの向上を図ってきました。
- ますます発展を続けるI C Tは、市民生活や社会経済にとって必要不可欠なものになっています。こうした状況において、情報セキュリティの確保を図りながら、保健・福祉・教育・生涯学習などあらゆる市民サービスの向上や業務の効率化にA I 等やI C Tを活用していく必要があります。

- ・2016年度（平成28年度）に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理方針や再配置における具体的な数値目標を設定しました。この計画をもとに2018年度（平成30年度）に策定した公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画に基づいて、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
- ・本市の市税は、個人市民税、固定資産税の割合が高く、法人市民税の割合は低くなっています。経済、景気動向の直接的な影響を受けにくい財政基盤ではありますが、市税の中心である個人市民税は、生産年齢人口の減少による市民所得の低減とともに縮小していくことが見込まれるため、収納率の向上や新たな財源などによる自主財源の確保が重要です。
- ・2019年（令和元年）10月の消費税率の改定を踏まえ、公共施設等使用料の見直しを実施しましたが、引き続き、必要なサービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、使用料・手数料、負担金等の定期的な見直しを行う必要があります。
- ・継続して、事務事業の見直しや選択と集中、市債発行の抑制による市債残高の縮減などの取組により健全で安定した財政運営を進める必要があります。

## 施策がめざす将来の姿

- 総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価制度の的確な運用及び行政改革の推進により効果的・効率的な行政経営が行われています。
- 行政の情報化がさらに進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。
- 限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営が行われています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
計画的・効率的な行政経営を行わ れていると思う市民の割合	18.3% (R2)	26.0%	30.0%
実質公債費比率 <sup>※1</sup>	4.0%	9.0%以内	9.0%以内
将来負担比率 <sup>※2</sup>	26.6%	60.0%以内	60.0%以内

## 施策の内容

### (1) 計画的な行政運営の推進

#### 個別施策：①行政評価制度による計画的な行政運営の推進

内容	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るため、外部評価を含めた行政評価制度の的確な運用を図ることによって、P D C Aサイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。
主要事業	◆行政評価事業

#### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
基本計画目標数値達成率	-	100%	100%

### (2) 効率的で満足度の高い行政サービスの推進

#### 個別施策：①行政改革の継続的な推進

内容	行政サービスの最適化を図るため、本市の限られた経営資源をより効率的、効果的に活用し、行政改革に取り組みます。行政改革の推進にあたっては、(仮称) 行政改革行動計画を策定し、評価しながら進めます。
----	---

#### 個別施策：②民間活力の導入

内容	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、民間との役割分担の見直しにより、市民サービスの質の向上や業務効率を向上させるため、指定管理者制度、民間の資金やノウハウを活用したP P P／P F I <sup>*3</sup> の導入や業務の民間委託など、多様な視点から民間活力の導入を図ります。
----	--

#### 個別施策：③I C Tを活用した効率的な行政運営と市民サービス

内容	A I等やI C Tの活用により業務の効率化を図るとともに、適切な情報セキュリティを確保しながら、いつでもどこでも簡単に申請や届出等ができるオンライン手續や証明書コンビニ交付サービスなどにより質の高い市民サービスを実現するための環境の整備を推進します。
----	--

#### 個別施策：④広域行政・広域連携の推進

内容	広域的な課題に対応するため、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化等の検討を行います。また、本市の行政課題に対応するために、地域の特性を生かし、市民の生活圏や市民ニーズを踏まえた他自治体との連携を推進します。
----	--

主要事業	◆行政改革推進事業 ◆証明書コンビニ交付サービス事業 ◆電子自治体推進事業
------	---

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政改革行動計画の達成率	—	100.0%	100.0%
オンラインでできる手続件数	57件	75件	100件

## （3）公共施設等の総合的かつ計画的な管理

### 個別施策：①公共施設等の総合的かつ計画的な管理

内容	公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な施設改修等を推進していくため、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組むとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。また、大規模な改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
主要事業	◆公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画推進事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共建築物の延床面積	101,528 m <sup>2</sup>	101,362 m <sup>2</sup>	99,431 m <sup>2</sup>

## （4）安定した財政運営

### 個別施策：①市税等の収納率の向上

内容	市税等の納付忘れないように口座振替制度の利用拡大を図るとともに、納税者の利便性向上のため多様な収納方法の導入に努めます。
----	--

### 個別施策：②受益者負担の適正化

内容	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。
----	---

### 個別施策：③様々な手法による財源確保

内容	市有財産の有効活用・売却や広告、ふるさといわくら応援寄附金など新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。
----	---

### 個別施策：④効果的・効率的な予算執行

内容	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、将来にも責任ある計画的な予算を編成することとし、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行により健全な財政運営を行います。また、財政に関する情報をわかりやすく公表することにより市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めます。
----	---

主要事業	◆ふるさといわくら応援寄附金事業
------	------------------

## ◆財政状況の公表

### 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市税収納率	97.4%	98.0%	98.5%
経常収支比率 <sup>※4</sup>	86.8%	93.0%以内	93.0%以内

### 関連する計画・条例

- 岩倉市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市財政状況の公表に関する条例

### 用語の解説

#### ※1：実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合（本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合）等の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。数値が低いほど良好。

#### ※2：将来負担比率

地方債現在高などから基金などを控除し、将来負担すべき実質的な負債の規模を示した指標。上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合等に係るものも含め、自治体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。数値が低いほど良好。

#### ※3：PPP／PFI

PPP（Public Private Partnership の略）は公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。公共サービスの提供に民間資本や民間ノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもので市場化テストやサウンディング調査等、様々な手法がある。

PFI（Private Finance Initiative の略）は社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行うこと。民間の資金とノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法。

#### ※4：経常収支比率

人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、市税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

**基本施策名****32 組織・人事マネジメント**

組織・人事マネジメント	弾力的な組織体制の構築	行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編	3211
		適切な人員配置	3212
		働き方改革の推進	3213
	職員の能力開発	人材育成の推進	3221
		人事評価制度の適切な運用	3222
		職員研修等の充実	3223

**現状と課題**

- ・人口減少の進展や人口構造の変化、経済規模の縮小、市民ニーズの多様化など、社会経済環境が急激に変化しており、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- ・本市では自治基本条例において、柔軟な組織体制、計画的かつ適正な定員管理及び人材育成について規定しています。
- ・そのような中、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりに努めていますが、今後も職員を適切に配置し、組織を活性化していく必要があります。
- ・職員採用については、多様な人材や障がい者の雇用など、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めています。
- ・地方公務員法等の改正により、2020年度（令和2年度）から会計年度任用職員制度が導入され、従来の嘱託職員及びパート職員等の身分が会計年度任用職員へと統一されました。今後も制度の適切な運用を図っていくことが必要です。
- ・2019年（平成31年）4月に施行された働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の是正が社会的な課題となっており、生産年齢人口が急速に減少する中で、従来の働き方を大きく変える「働き方改革」が国や地方公共団体に求められています。
- ・そのような状況の中、本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の未然防止、行政機能の維持・業務継続、さらに、働き方改革の推進のため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方である在宅型テレワークを導入しました。今後は、テレワークを含め、職員一人ひとりが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>）を図りながら能力を最大限発揮できるよう、時代に即した、職員の働き方の見直しに取り組む必要があります。
- ・2014年（平成26年）10月に策定した人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの能力と意識の向上を図り、市民との信頼関係を築き、市民の視点に立って、スピード感を持って前向きにチャレンジする職員を育成し、職員力、組織力を強化していく必要があります。

- ・地方公務員法の改正により、従来実施してきた目標管理制度を一部修正し、2016年（平成28年）4月から業績評価を、また、従来実施してきた勤務評定をベースに10月から能力評価を実施しています。人事評価制度を適切に運用することにより、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていく必要があります。

## 施策がめざす将来の姿

- 社会的なニーズに対応した柔軟な組織体制と適切な人員配置により、市民サービスが向上しています。
- 職員としての使命と責任を持ち、自ら考え、行動できる職員が育成され、市民から信頼される組織となっています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
職員の応対に満足している市民の割合	80.3% (R2)	83.0%	85.0%

## 施策の内容

### （1）弾力的な組織体制の構築

#### 個別施策：①行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編

内容	社会情勢の変化や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民が利用しやすい組織づくりを行います。
----	---

#### 個別施策：②適切な人員配置

内容	計画的な職員採用や定員管理に努めるとともに、再任用制度、任期付職員制度などの活用により、適切な人員配置を行います。また、必要に応じて、プロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。
----	--

#### 個別施策：③働き方改革の推進

内容	職員の誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つるよう仕事と生活の調和を図るとともに、多様な働き方を可能とする仕組みを整備することにより、職員の働き方改革を推進します。
----	--

#### 主要事業

- ◆定員管理事業
- ◆働き方改革推進事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民が利用しやすい組織だと思う市民の割合	78.8% (R2)	80.0%	82.0%

## （2）職員の能力開発

### 個別施策：①人材育成の推進

内容	人材育成基本方針に基づき、職場環境を充実し、人事管理制度及び職員研修と連動した人材育成を推進します。
----	--

### 個別施策：②人事評価制度の適切な運用

内容	職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていくため、人事評価制度の適切な運用を図ります。
----	---

### 個別施策：③職員研修等の充実

内容	人材育成基本方針に基づき、意欲と情熱を持って新たな課題に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成するため、職員研修等の充実を図ります。
----	--

### 主要事業

- ◆人事評価制度運用事業
- ◆職員研修事業

## 【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
研修に対して満足している職員の割合（平均）	87.7%	90.0%	95.0%

## 関連する計画・条例

- 岩倉市人材育成基本方針（平成26年10月策定）
- 岩倉市定員管理計画（令和元年度～令和5年度）
- 岩倉市自治基本条例

## 用語の解説

### ※1：ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、長時間労働や仕事中心といった働き方を見直すことにより、仕事を持つ人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・活動が選択・実現できるようにしていくもの。